

	行政区長・副行政区長	自治会（町内会）長
身分	非常勤特別職の公務員	任意団体の長
報酬	（１）報酬 ４月、９月、１２月、３月に開催予定の行政区長会議へ出席した場合、報酬として日額 6,700 円を支給。 （２）出席費用弁償 上記会議に出席した場合、１日につき 500 円を支給 （３）地域支援業務委託料（町と区長個人との私人契約） ①基本給 行政区長（年額） 564,630 円 副行政区長（年額） 474,150 円 ②地域支援給 ア）地域支援（年額） 90,480 円 イ）世帯割（年額） 43,500 円（50 世帯以下） 50 世帯を超える場合、20 世帯毎に 13,050 円加算 ウ）人口割（年額） 17,400 円（200 人以下） 200 人を超える 50 人毎に 4,350 円加算 エ）面積割（年額） 1 級地 34,800 円、2 級地 83,520 円 3 級地 168,780 円	町からの報酬無し
長の選任方法	行政区住民の推薦による者又は適当と認める者を町長が任命	自治会等の規約
関係条例等	柴田町行政区長条例、柴田町行政区長会規則 行政区長地域支援業務委託に関する要綱	無し
規則等で定められた業務	（１）行政区長会の所掌事務 地域の課題等の解決、町政の振興施策等及び地域住民の要望等に関する事項の調査審議。 （２）地域支援業務委託事項 ①行政業務 ア）行政上の取りまとめに関すること。 イ）各種調査の取りまとめに関すること。 ウ）行政区住民の要望及び連絡事項に関すること。 エ）行政関係諸団体との協調に関すること。 オ）町長が配布を必要と認めた文書の配布に関すること。 カ）その他町長が必要と認めること。 ②地域支援業務 ア）人口・世帯数の動向確認に関すること。 イ）公共施設等の管理状況の把握に関すること。 ウ）巡回・訪問による地域内世帯の状況把握に関すること。 エ）人材育成に関すること。 オ）地域活動の助言に関すること。 カ）地域計画の取りまとめ及び地域診断の実施に関すること。	自治会規約による

「行政区長・副行政区長」と「自治会（町内会）長」の違い ①

「行政区長・副行政区長」

「自治会（町内会）長」

町長 ↓ 任命 行政区長・副行政区長 (町が区長・副区長に地域支援業務を委託) 任命 柴田町行政区長会規則第 4 条の規定により町長が任命 身分 地方公務員法第 3 条第 3 項の規定による ※2020 年（令和 2 年）から非常勤特別職の厳格化に伴い現在の身分となる。	会長 役員 (副会長など) 会員 (地域住民) 選任 自治会（町内会）の規約などの規定により選任
--	---